

認定指導員検定会規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟認定スキー及びスノーボード指導員A・B検定会（以下「検定会」という。）に関する必要な事項を定める。

I 認定指導員A検定会

(主催)

第2条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。

(周知)

第3条 検定会開催要項は、毎年、本連盟公式ホームページ等により周知する。

(責任者・検定員)

第4条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

- (1) 責任者は、本連盟の理事又は本連盟の教育本部理事会が認めた者
- (2) 主任検定員は、B級検定員以上の資格が有効な本連盟の常任技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者
- (3) 検定員は、B級検定員以上の資格が有効な本連盟の常任技術員・技術員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者
- (4) 検定員は、3名以上で構成する。
- (5) 検定員の人数は、受検者数に応じて定める。

(会期)

第5条 検定会の会期は、1日間を原則とし、天候状況等の特別な事情を考慮し、1日予備日を設けることができる。

(会場)

第6条 検定会の会場は教育本部理事会が決定し、加盟団体ならびに公認スキー学校に通知する。

(検定基準・実施要領)

第7条 検定会は、実技検定及び理論検定を実施し、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第8条 受検者は、加盟団体に所属し受検年度のSAJ会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。

- (1) 受検年度の4月1日現在で、18歳以上の者
- (2) 受検年度の申込み締切日までに級別テスト2級以上の資格を有する者
- (3) 加盟団体及び公認スキー学校が主催する養成講習会を修了し、加盟団体長が認めた者。ただし、当該年度スキー準指導員検定を受検した者については、その限りではない。また、スノーボードは、「SAH認定スノーボード指導員養成講習会」を修了した者についても、同様とする。

(受検手続)

第9条 受検希望者は、所定の受検願書（別記様式）1通に記載事項を記入し、次のものを添えて期日までに加盟団体に申し込むこと。

- (1) 電子会員証（シクミネット画面）の写し
- (2) 1級合格証又は2級合格証の写し
- (3) 受検料

2 加盟団体は、前項の受検願書等を審査の上、適格者の受検書類を取りまとめ、受検料と共に所定の期日までに、本連盟会長に送付するものとする。

3 受検願書提出後は、理由の如何を問わず、受検料の返却はしないものとする。

(合格の手続)

第10条 合格者は、登録料・公認料・検定料・参加料一覧に定める道連認定指導員公認料及び年次登録料等を合格時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料と同時に納入しなければならない。

(報告)

第11条 主任検定員は、検定結果を検定責任者を経て、本連盟会長に報告しなければならない。

II 認定指導員B検定会

(主催)

第12条 検定会は、本連盟が主催し、加盟団体及び公認スキー学校の主管で行う。

(責任者・検定員)

第13条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、加盟団体長及び公認スキー学校長、又は加盟団体長及び公認スキー学校長が認めた者

(2) 主任検定員は以下に挙げる者

ア 加盟団体においては、加盟団体長が認めたB級検定員以上の者

イ 公認スキー学校においては、主任教師、又は、公認スキー学校長が認めた者

(3) 検定員は、B級検定員以上の資格が有効な指導者の中から選任し、加盟団体長及び公認スキー学校長が認めた者

(4) 検定員は、1名以上で構成する。

(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて定める。

(会期)

第14条 検定会の会期は1日間とする。

(検定基準・実施要領)

第15条 検定会は、講習内検定とし、検定基準及び実施要領は別に定める。

(受検資格)

第16条 受検者は、加盟団体または公認スキー学校に所属し受検年度のS A J会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。ただし、受検年度は本連盟年度とする。

(1) 受検年度の4月1日現在で、18歳以上の者

(2) 受検年度の申込み締切日までに級別テスト2級以上の資格を有する者

(受検手続)

第17条 受検希望者は、次のものを添えて期日までに加盟団体及び公認スキー学校に申し込むこと。

(1) 電子会員証(シクミネット画面)の写し

(2) 1級合格証又は2級合格証の写し

(3) 受検料

(合格の手続)

第18条 合格者は、速やかに公認料を所属加盟団体・公認スキー学校を通じ本連盟に納付する。

(開催費用)

第19条 検定会開催にともなう費用については、以下の通りとする。

- (1) 検定会に係わる経費については、加盟団体及び公認スキー学校が負うものとする。
- (2) 検定会参加費は、各加盟団体及び公認スキー学校に委ねるものとする。

(報告)

第20条 検定会を実施した主管団体及び公認スキー学校は、検定会終了後1週間以内に、合格者名簿及び必要事項を規定の報告書にて公認料を添え、本連盟に提出しなければならない。

(特別推薦による合格)

第21条 本連盟以外の団体のスキー及びスノーボード資格取得者及び過去にS A J指導者資格を取得していたものは、S A J会員登録完了後、受検先の加盟団体長及び公認スキー学校長が認めた場合には、スキー及びスノーボード認定指導員Bの資格を取得することができる。ただし、本連盟以外の団体の資格者はS I A (日本プロスキー教師協会)のアルペンスキー及びスノーボード教師ステージⅡ・Ⅲ・Ⅳ、I S I Aカード(国際資格)、J S B A (日本スノーボード協会)C級以上として活動中の者とし、本条による認定を希望する場合は、既存資格のライセンス証又は合格証の写し及び本人確認ができる場合に合格とし、検定会を実施した主管団体は第20条の報告の際に、本連盟にライセンス証又は合格証の写しを提出すること。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、教育本部理事会の決議による。

附 則	平成20年	11月	29日	制定
附 則	平成24年	8月	1日	改定
附 則	平成28年	9月	25日	改正
附 則	平成29年	9月	23日	改正
附 則	平成30年	7月	16日	改正
附 則	令和元年	8月	24日	改正
附 則	令和6年	9月	6日	改正
附 則	令和6年	10月	30日	改正